

# 【屋久島町】新型コロナウイルス感染症発生時の施設対応基準

令和4年3月22日から適用

施設の種類		町の警戒レベル		警戒レベル5	警戒レベル4	警戒レベル3	警戒レベル2	警戒レベル1
		感染者の状況		感染者の急増 (クラスターが町内広範囲で発生する状況)	感染者の増加 (クラスターが発生または町内広範囲で感染者を確認)	感染者の散発的発生 (町内で感染者が増加 感染者5人以上)	感染者の発生 (町内で感染者が発生 感染者4人以内)	感染者なし (感染者発生地域との往来によるリスクなし)
町施設  一般的な貸館等施設、社会教育施設  (指定管理施設は含まない)	屋内施設	所管課	使用中止	使用中断	開館	開館	開館	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離島開発総合センター(宮之浦)</li> <li>○町総合センター(安房)</li> <li>○町体育館(宮之浦・安房)</li> <li>○尾之間中央公民館</li> <li>○町図書室(宮之浦・尾之間)</li> <li>○歴史民俗資料館(宮之浦)</li> <li>○各小・中学校開放体育館</li> <li>○老人いこいの家(宮之浦)</li> <li>○宮之浦児童館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮之浦出張所</li> <li>安房出張所</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>福祉支援課</li> <li>福祉支援課</li> </ul>	<p>当面の間、使用を中止する</p> <p>開館再開は町感染症対策本部会にて決定する</p>	<p>使用中断期間は、クラスター認定日の翌日から3日間とする</p> <p>【例】</p> <p>3月22日 クラスター認定日</p> <p>23～25日 使用中断</p> <p>3月26日 開館</p> <p>● 中断期間内に新たなクラスターが確認された場合は、必要に応じて町感染症対策本部会が協議し、中断期間を延長することがある。</p>	<p>管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可</p>	<p>管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可</p>	<p>管理者、利用者とも感染症対策を行ったうえで開館、利用可</p>	
	屋外施設	所管課	使用中止	開放	開放	開放	開放	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尾之間運動広場</li> <li>○陸上競技場(宮之浦・健康の森)</li> <li>○尾之間運動広場</li> <li>○テニスコート(宮之浦・健康の森)</li> <li>○町野球場(宮之浦・安房)</li> <li>○健康の森弓道場</li> <li>○健康の森多目的広場</li> <li>○町民すこやかふれあいセンター(屋根付ゲートボール場:尾之間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>福祉支援課</li> </ul>	<p>当面の間、使用を中止する</p> <p>開放再開は町感染症対策本部会にて決定する</p>	<p>利用者は感染症対策を行ったうえで利用可</p> <p>● 利用者は、感染のリスクを考慮し、利用の有無も検討すること。</p>	<p>利用者は感染症対策を行ったうえで利用可</p>	<p>利用者は感染症対策を行ったうえで利用可</p>	<p>利用者は感染症対策を行ったうえで利用可</p>	

※施設利用が不要不急の内容でなく重要な事柄と管理者が認める場合や、町が実施する健康維持・疾病予防等の事業、町が開催または深く関与する記念事業等については、使用中断・使用中止措置期間であっても管理者の決定により使用できるものとするが、この場合の施設利用は万全な感染症対策を講じなければならない。  
 ※新型コロナウイルスの感染拡大による国・県の自粛要請がある場合は、町の警戒レベルに関係なく措置の検討を行う。